

第 142 号 あおいろひろば

従業員の
「年末調整」!



今年もやります!

事前相談会(予約制)

減価償却費の計算、
消費税関係、または
その他特殊事情!

会計ソフト「ブルーリターンA」の入力チェックなど。

※「住宅を購入した」「土地や建物、株等を売却した」「医療費を支払った」「ふるさと納税をしている」など、特殊な事情がある方は**必ず**「事前相談」を受けましょう。

「決算期事前個別相談会」

日時 令和3年12月1日(水)～27日(月) ※土日祝祭日を除く通常営業日

「確定申告事前個別相談会」

日時 令和4年 1月5日(水)～20日(木) ※土日祝祭日を除く通常営業日

各相談会受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時(1時間ごとの個別相談)

【お持ちいただくもの】

○年末調整手続きの方・・従業員^の給与明細書や生命保険・健康保険・国民年金等の資料、扶養者の氏名、生年月日の事前確認など所得控除に関するもの、及び税務署から届いた封筒など。

○会計ソフト使用者・・記帳データ、過去の申告書(控)。

※他社会計ソフト使用者は、ご自身のPC等を持参願います。

○減価償却の計算や、その他特殊事情がある方・・その関連資料等

※予約先着順の為、ご希望の日時を予約できない場合がございます。

※ご来局による事務局への入室の際には、「**マスク着用**」「**手指消毒**」「**体温測定**」をお願いしております。ご協力下さい。

※体調がすぐれない場合には、来局をお控え下さい。

※別件のイベント等を行う際には、「個別相談」自体お断りする場合がございます。事前に事務局までお問い合わせ下さい。

会場 (一社) 那覇青色申告会 研修室

電話 (098) **868-8218**

※ご予約の際に「相談内容」をお伝えいただければ助かります。
ご協力をよろしくお願いいたします。



毎年盛況の 個別相談会です!

早期提出にご協力頂き
感謝申し上げます。

※**会計ソフトを使用されている方**について、確定申告手続きでの決算書等の修正では、「帳簿データ」を修正しないと反映されない事も多いです。この期間に入力確認を行いましょ。 (事前確認でスッキリ解決です。)

※**消費税の確定申告がある方**については、売上・経費の部分で「区分集計(軽減税率8%・通常税率10%)」を行っていないと、消費税の確定申告自体ができません。区分集計をしていない方は、この時期にでも区分集計の仕方を学びましょ。 (事前相談でスッキリ安心です。)



青申会事務局の年末・年始の業務について・・

年末最終相談日 令和3年12月27日(月)

新年相談開始日 令和4年 1月 5日(水)

※令和3年12月28日(火)は「大掃除」、令和4年1月4日(火)は、確定申告前の「職員研修」の為、個別相談依頼についてはご遠慮願います。ご了承下さい。



持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金、各自治体からの協力金など・・・ 個人事業者の確定申告では「雑収入」となります。

新型コロナウイルスの影響を受けた個人事業者に対する支援策で、国から支給される「持続化給付金」「一時支援金」「月次支援金」や、感染防止対策での休業・時短営業の要請により支給を受けた「休業・時短営業協力金・支援金」などについては、「減収補填」の為「雑収入」。また、「家賃支援給付金」「雇用調整助成金」「小学校休業等対応支援金（事業所側）」などについては、「経費補填」の為、実際に支払った金額が必要経費（地代家賃や給与賃金）、支給を受けた金額が「雑収入」となります。

確定申告の際には、青色申告決算書2ページ目・月別売上欄の「雑収入」へ記載（収支内訳書では「その他の収入」欄）して区分した方が分かりやすくなります。

一方、課税対象とならない給付金等もありますので、事前に給付元である国、地方自治体などへご確認ください。



なるほど!!
これは注意しないといけないね。まず、青申告に相談してみようかな!

「土地・建物等及び株式等の売却」や「住宅購入」「ふるさと納税」など その他特殊事情のある方への確定申告時の対応について

☆土地・建物等の売却のある方（譲渡所得申告）

土地・建物等の売却（譲渡所得）の申告については、特別な計算や特例等があり、複雑で税額にも影響がある事から、委託税理士が担当致します。（予約制・別途料金）

☆「住宅購入」「ふるさと納税・医療費控除」等その他特殊事情のある方

「住宅借入金控除」については、近年、登記名義や物件内容の多様化（共有名義・中古物件・自宅兼事業所など）により「複雑化」してきています。また、「ふるさと納税」や「医療費控除」等については、「電子申告」を行う場合には「添付省略」となりますが、その為には「データ化」しなくてはならず、相当な時間がかかる場合があります。「確定申告」をスムーズに終わらせる為にも、必ず12月・1月中の「個別相談」等のご利用をお願いします。

会計ソフト「ブルーリターンA」ご利用の皆様へ

☆「ブルーリターンA2022」へのバージョンアップについて

ダウンロード版ブルーリターンA（以下DL版BRA）へ移行済の方は、令和4年1月上旬～配信予定です。「BRAスタートメニュー」で表示され、BRA起動時に自動ダウンロードされます。

DL版BRAへ移行していない方は、1月中旬に「CD-ROM」での郵送を予定しており、到着後にインストールをお願いします。ダウンロード及びインストール終了後、引き続きの入力でも新バージョンを起動してお使い下さい。

（入力途中でダウンロード・インストールを行ってもデータは消えません。）



☆確定申告時の対応について

確定申告期間中は、原則「入力データチェック等」は行いません。出来るだけ、12月・1月中の「個別相談」での指導を受けて頂きますようご協力をお願い致します。



個別相談へのご参加は**完全予約制**です。
お電話にてお申し込み下さい。

TEL (098) 868-8218

《事務局には専用駐車場はございません。
お近くの有料駐車場等をご利用下さい。》

最新の情報を
お届けします

LINE 公式アカウント

LINE アカウント

ID:@214vwvudu



スタッフブログ



確定申告直前決算チェックシート

令和3年分の決算と申告に当たって今一度ご検討いただくために、従来からの誤りの多い事項等のうち主な事項を一覧表にしましたのでご活用ください。消費税込事業者の方は、集計するの注意が必要です。

項目	検討事項	チェック欄
売上	①昨年すでに売上に計上した売掛金・未収入金などが今年も売上に計上されていませんか。	※
	②今年末までにまだ入金されていない売掛金・未収入金などは、売上に計上されていますか。	※
	③銀行口座に振込まれた売上代金が、売上に計上されていますか。	
	④家事消費や事業用消費した金額を売上に計上されていますか。	
	⑤空箱・段ボール等の売却代金や、受け取りリポートは、雑収入に計上されていますか。	
仕入	①昨年すでに仕入に計上した買掛金が、今年も仕入に計上されていませんか。	※
	②今年末までに、まだ支払っていない買掛金は、仕入に計上されていますか。	※
	③仕入返品や仕入値引き分の処理はできていますか。	
期末棚卸	①棚卸しは必ず行なってください。	※
租税公課	①所得税・住民税・各種健康保険料など、経費にならないものを除外されていますか。	
	②店舗(事業)併用住宅にかかる固定資産税のように事業用と家事用の両方に使用しているときは、家事用部分を除外されていますか。	★ 事業用部分と家事用部分を1つの請求で支払っている場合には、使用時間・使用割合など、自分で最も適当とする割合で按分してください。
水道光熱費	①家事用部分は、除外されていますか。	
通信費		
損害保険料		
地代家賃		
減価償却費	◎取得価額が10万円以上のものは、減価償却の対象となります。*選択事項有り	☆
接待交際費	①事業に関係ない家事費部分が入っていませんか。家事費分は経費になりませんので、除外してください。	
修繕費	①1つの修理・改良などのために要した金額が20万円未満のときは修繕費になりますが、それ以外のときは、複雑な判断が必要となります。	☆
給料賃金	①事業主の生活費が含まれていませんか。(生活費は経費になりません)	
	◎年末調整は済んでいますか。また、源泉徴収税額の納付は済みですか。	
専従者給与	①届け出は済んでいますか。	
	②15歳以上・生計を一にしている・専ら仕事に従事している等の条件に当てはまっていますか。	
	③経費に算入した専従者給与を受けた人は、配偶者控除・配偶者特別控除または、扶養控除を受けることは出来ません。	
貸倒金	①自分で貸し倒れと思っても、税法上厳しい判断基準がありますのでご注意ください。	
消耗品費 備品費	①取得価額が10万円以上のものが含まれていませんか。	

◎現金主義の届け出を出している方は、※チェック欄は必要ありません。

☆青色申告者が平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間に、取得価額30万未満の減価償却資産を取得し、業務に使用した年にその取得価額を必要経費(年の合計額は300万円を限度)とすることができます。(少額の減価償却資産の特例)但し、減価償却計算欄へ合計額・措置法28条2適用記載・適用した減価償却資産の明細別途保管などが必要です。

また、固定資産税(償却資産税)への影響がありますので、くわしくは事務局までご相談下さい。

「支援金」「協力金」などのお知らせ

「支給決定通知」は、紛失しないよう大切に保管下さい。

国の支援策 「月次支援金」 申請期間ごとに最大 10 万円支給

※9月分の申請期間は令和3年10月1日～11月30日です。※事前確認期限11月25日
※10月分の申請期間は令和3年11月1日～令和4年1月7日です。※事前確認期限12月28日



【給付要件】☆緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
☆2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること。

【お問合せ先】
経済産業省 月次支援金事務局
TEL:0120-211-240 ※携帯電話可
IP電話からのお問合せ先
03-6629-0479 (通話料がかかります)

(一社)那覇青色申告会は、
「事前確認登録機関」です。
一時支援金、月次支援金請求時で「事前確認」が完了している方は、各申請月の「申請手続き」のみとなります。

沖縄県の支援策 「沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金」

2021年4月以降の「緊急事態宣言」等に伴う外出自粛要請の影響を受け、対象月※の売上げが基準月※に比べ50%以上減少し、2021年4月から9月までのいずれかの月の月次支援金の受給を受けた沖縄県内の個人事業者に対して事業継続を支援する為、沖縄県独自の支援として10万円を上限に給付。

※沖縄県が実施する「公共交通運行継続支援金」及び「酒類販売事業者支援金」を受給した方は対象外です。
※基準月 2019年4月から9月のいずれかの月、又は2020年4月から9月のいずれかの月をいいます。
※対象月 2021年4月から9月の基準月と同一の月をいいます。

【申請期間】7月30日(金)～令和4年1月31日(月) 【申請方法】電子申請のみ

【お問合せ先】観光関連事業者等応援プロジェクト事務局コールセンター
TEL:050-3825-9018 (9時～17時 土日祝日対応)

追加給付決定!
詳しくは沖縄県HPで!

「営業時間短縮・休業要請協力金」【第9期】

「緊急事態宣言」での時短・休業要請期間9月1日～9月30日、「県独自」での要請期間10月1日～10月31日の申請受付は11月1日(月)から12月17日(金)までです。申請は2種類(店舗申請・事業者申請)あります。ご注意下さい。【お問合せ先】沖縄県 感染症対策協力金コールセンター
TEL:0120-332-107 (平日9時～17時 土日祝日除く)

「酒類販売事業者支援金」(各月上限額/30～10万円※条件有)

2021年5月から9月にかけて、「緊急事態宣言」等に伴う飲食店への休業・時短要請の影響により、各月の売上が前年又は前々年比の50%以上減少した県内に本社を有する個人事業者等又は中小企業法人等で、国が給付する月次支援金を受給した酒類販売事業者に対する支援。

※「感染症防止対策緊急支援事業」等の受給資格を有する方、又は「観光関連事業者等応援プロジェクト支援金」等を受給した方は対象外。

【対象となる月】2021年の5月から9月まで(月ごとに給付(最大5ヶ月分の給付))

【申請期間】令和3年8月12日(木)～12月31日(金) 【申請方法】郵送のみ

【お問合せ先】ものづくり振興課 製造産業班(酒類販売事業者支援事務局)
TEL:098-866-2337 (平日9時～17時)



その他、各自治体の「協力金」など支援

詳細は各自治体の「公式ホームページ」をご覧ください。

浦添市 【事業継続うらそエール支援金】(1市内事業者に対し1回。7万円支給)

【申請受付期間】令和3年10月7日(木)～令和3年12月7日(火)

南風原町【地域産業支援金 第2弾】(1事業所につき10万円支給)

【申請受付期間】令和3年10月5日(火)～令和3年12月24日(金)

西原町 【第2回 西原町がんばる事業者応援金】(1事業者あたり10万円支給)

【申請受付期間】令和3年10月1日(金)～令和3年12月20日(月)

南城市 【新型コロナウイルス感染症対策事業者応援支援金】(2019年売上高により10万円・30万円・50万円支給)

【申請受付期間】令和3年7月12日(月)～令和3年11月30日(火)

